

上越市若者奨学金返還支援助成金に関するQ & A

～ 目 次 ～

1	交付対象者要件：居住地	P.1
2	交付対象者要件：年齢	P.1
3	交付対象者要件：上越市に通算3年以上居住	P.2
4	交付対象者要件：対象となる大学等、卒業	P.2
5	交付対象者要件：その他	P.3
6	対象となる奨学金	P.4
7	助成額	P.4
8	助成対象期間	P.5
9	登録申請の手続き	P.6
10	交付申請の手続き	P.7
11	登録内容に変更があった時の手続き	P.8
12	その他	P.9

お問合せ先：上越市総合政策課 企画調整係
電話 025-520-5626（直通）

1 交付対象者要件：居住地

Q.1-1	住民票は上越市にありますが、令和7年度は市外に居住しています。令和8年4月に上越市ヘリターンする予定ですが、令和7年度に登録申請をすることは可能ですか。
A.	令和7年度の登録申請はできません。 登録申請の時点で <u>上越市に居住していることが要件です。</u> (この制度は、若者の市内居住・定住を支援することを目的としています。)
Q.1-2	東京に住んでいますが、住民票は上越市の実家のままでです。 登録申請することは可能ですか。
A.	登録申請はできません。 住民登録があり、 <u>上越市に居住していることが要件です。</u>
Q.1-3	住民票は上越市のままでですが、平日は勤務地のある長岡市で生活し、休日は上越市の実家で生活しています。 登録申請することは可能ですか。
A.	普段、生活（寝泊まり）している住居が長岡市にあるため、登録申請できません。本助成金は上越市で生活・定住する若者を支援対象としており、 <u>少なくとも週の半分以上は上越市で生活していることが要件です。</u>

2 交付対象者要件：年齢

Q.2-1	24歳で大学院を卒業し、現在31歳ですが、まだ登録申請を行っていません。この場合でも対象となりますか。
A.	満30歳まで（年度の末日時点における年齢）に登録を受ける（登録申請をする）必要があるため、対象外です。

Q.2-2	何歳まで助成金の交付を受けることができますか。														
A.	次の表に掲げる「卒業年齢」に応じた「交付年度年齢」まで、最長60か月分の交付を受けることができます。 <table border="1"><tr><td>卒業年齢</td><td>満23歳以下</td><td>満24歳</td><td>満25歳</td><td>満26歳</td><td>満27歳</td><td>満28歳</td></tr><tr><td>交付年度の年齢</td><td>満30歳以下</td><td>満31歳以下</td><td>満32歳以下</td><td>満33歳以下</td><td>満34歳以下</td><td>満35歳以下</td></tr></table>	卒業年齢	満23歳以下	満24歳	満25歳	満26歳	満27歳	満28歳	交付年度の年齢	満30歳以下	満31歳以下	満32歳以下	満33歳以下	満34歳以下	満35歳以下
卒業年齢	満23歳以下	満24歳	満25歳	満26歳	満27歳	満28歳									
交付年度の年齢	満30歳以下	満31歳以下	満32歳以下	満33歳以下	満34歳以下	満35歳以下									

3 交付対象者要件：上越市に通算3年以上居住

Q.3-1	他県出身で、大学進学と同時に上越市内のアパートに引っ越しましたが、大学在学中の4年間は上越市に住民票を移しませんでした。 卒業と同時に上越市に住民登録しましたが、対象となりますか。
A.	大学在学中、 <u>上越市に居住</u> していたことを証する書類を提出できる場合は対象となります。 <u>例</u> ：アパートの賃貸契約書の写し（賃貸期間が明記されているもの）

Q.3-2	連続して3年以上居住している必要がありますか。
A.	連続である必要はありません。 例えば、「小学生のときに1年間居住、大学生のときに2年間居住」の場合でも要件を満たすことになります。それぞれの期間に居住した事実を証する書類を提出してください。

Q.3-3	これまで上越市に居住したことはありませんが、今後、3年間居住した場合は対象となりますか。
A.	3年居住した段階で対象となり、登録申請の手続きが可能になります。

4 交付対象者要件：対象となる大学等、卒業

Q.4-1	大学等の所在地に関する要件はありますか。
A.	大学等の所在地は問いません。

Q.4-2	大学を中退して就職しました。中退までの間に利用していた奨学金は対象となりますか。
A.	大学等の <u>卒業</u> を要件としているため、対象外です。

Q.4-3	専門学校を中退した後、大学へ入学し卒業しました。専門学校と大学で奨学金を利用していましたが、どちらも対象となりますか。
A.	専門学校を卒業していないため、専門学校在学時に利用していた奨学金は対象外です。 大学在学時に利用していた奨学金は対象となります。

5 交付対象者要件：その他

Q.5-1	保護者が奨学金を返還している場合、対象となりますか。
A.	必ず交付対象者本人が返還している必要があるため、対象外です。 例えば、令和7年6月分までは交付対象者の親族の口座から引き落としにより返還し、令和7年7月以降は、交付対象者本人の口座引き落としへ変更した場合は、令和7年7月分以降が助成の対象となります。

Q.5-2	他の奨学金返還支援制度を利用している場合、対象となりますか。
A.	対象となります。 ただし、他の奨学金返還支援制度が併用を不可としている場合がありますので、必ず確認してください。 また、上越市が貸与する奨学金（上越市定住促進奨学金・上越市奨学金・上越学生寮奨学金）の返還の全部または一部を免除されている方は対象外となりますので、ご注意ください。 なお、上越市定住促進奨学金の返還免除（3分の2）を受けている方で、本助成金の交付を希望する場合は、返還免除の申請を取り消す手続きを行い、返還免除分を追加納入していただくことになります。詳しくは、多文化共生課 移住促進係（025-520-5674）へお問合せください。

Q.5-3	就業に関する要件はありますか。
A.	就業要件はありません。当市に住む若者の皆様に、就業の有無にかかわらず、当市における生活・定住を支援することを目的とした制度です。 ただし、職種問わず公務員（会計年度任用職員を含む）として就業されている方は対象外となります。

Q.5-4	外国人も対象となりますか。
A.	国籍に関する要件はありません。 交付対象者要件を満たしていれば対象となります。

Q.5-5	支援人数に制限はありますか。
A.	人数制限は設けていません。 登録申請の状況に応じて必要な予算を措置し、助成します。

6 対象となる奨学金

Q.6-1	支援対象となる奨学金にはどのようなものがありますか。
A.	「地方公共団体、大学等が貸与する奨学金」、「独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金」、「その他これに類する団体が貸与する奨学金」の <u>貸与型奨学金を対象としています。</u> （有利子・無利子は問いません） なお、 <u>教育ローンは奨学金ではありませんので、対象外です。</u> ご利用の奨学金が本制度の対象となるか不明な場合は、お問合せください。

Q.6-2	上越市定住促進奨学金を返還中で、返還免除要件（市内定住かつ就業）を満たしているため、返還額の2/3相当額は返還免除となっています。 返還している1/3相当額については、対象となりますか。
A.	<u>上越市定住促進奨学金の返還免除が適用されている方は対象外です。</u> なお、返還免除が適用されていない方は、対象となり得ますので、本制度の交付対象者要件をよく確認し、必要な手続きを行ってください。

Q.6-3	大学と大学院で異なる奨学金を借りていましたが、両方とも対象となりますか。
A.	大学と大学院で借りた奨学金の合算額が対象となります。 なお、上限額（20万円）は、合算額に対して適用されますのでご注意ください。

7 助成額

Q.7-1	返還計画に基づく返還以外の返還額も対象となりますか。
A.	返還計画に基づく返還のほか、 <u>利子、繰上返還、滞納繰越分も対象となります。</u> ただし、延滞金は対象外です。 <u>例</u> ：令和7年度：令和6年度に滞納した12万円を返還 → 令和8年度：8万円を助成 <u>例</u> ：令和7年度：返還計画に基づく返還20万円 + 繰上返還10万円 → 令和8年度：20万円を助成

8 助成対象期間

Q.8-1	上越市に過去3年以上居住実績がありますが、令和6年度（令和7年3月まで）は市外に住民登録があり、居住して、奨学金を返還しました。令和7年4月に上越市へUターンしましたが、令和6年度に返還した分は対象となりますか。
A.	上越市以外で返還した分については対象外となります。 上越市にUターン後に返還した分（令和7年度返還分）から対象となりますので、令和8年度から助成金の交付が開始となります。
Q.8-2	令和6年10月に上越市へUターンし、10月分からは上越市で居住し、奨学金を返還していますが、対象となりますか。
A.	上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還した月が対象ですので、10月の返還分から対象となります。 助成金額は令和6年10月から令和7年3月までの返還額の3分の2（上限20万円）となり、令和7年度に交付することが可能です。 令和6年度中に登録申請をされていない場合は、個別に対応しますので、総合政策課へご連絡ください。
Q.8-3	助成対象期間の途中で、交付申請できない年度がある場合、どのような手続きが必要ですか。
A.	「失業等により奨学金返還を猶予した」、「1年内の転勤で市外に転出する」などのやむを得ない理由により、交付申請できない場合は、届出によって交付申請をしない期間を設定することができますので、必ず事前にご相談ください。ただし、大学等卒業時の年齢に応じて、助成金の交付を受ける年齢の要件を満たす必要がありますので、必ずしも交付申請をしない期間を設定できるとは限りません。
Q.8-4	助成対象期間の途中で、対象者要件を満たさなくなった場合、どのような手続きが必要ですか。
A.	転勤や結婚等で市外転出するなどの理由により対象者の要件を満たさなくなった場合は、市総合政策課（025-520-5626）までご連絡ください。ただし、数年後に市内に戻ってくる予定があるなど、助成の再開が見込まれる場合は、「Q.8-3」のとおり、届出が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

9 登録申請の手続き

Q.9-1	大学等の在学中に登録申請をしておくことは可能ですか。
A.	大学等の卒業を登録申請の要件としているため、在学中の登録申請はできません。
Q.9-2	「戸籍の附票の写し」とは、どのようなものですか。
A.	「戸籍の附票の写し」は、住所の履歴を記録したものであり、上越市に3年以上居住していることの証明になります。 外国籍の方、市外出身者で上越市に住民登録をせず3年以上居住したことがあるが「戸籍の附票の写し」で証明できない方は、事前にご相談ください。
Q.9-3	「戸籍の附票の写し」は、どこで取得できますか。
A.	本籍地が上越市の場合、市民課、各区総合事務所、南・北出張所で取得できます。(上越市ではコンビニ交付サービスを実施していません。) 本籍地が上越市以外の場合は、本籍地の市役所等へ「戸籍の附票の写し」の取得について、お問合せください。
Q.9-4	結婚前も結婚後も本籍地は上越市のままであるが、結婚して新しい戸籍になり、「戸籍の附票の写し」では上越市に3年以上居住していることが証明できません。どうしたらよいですか。
A.	結婚前の本籍地が上越市だった方の場合、上越市に住所があったことの履歴は「戸籍の附票の除票の写し」に記録されており、上記の各窓口で取得できますので、そちらを提出してください。
Q.9-5	「戸籍の附票の写し」は、取得したものをコピーして提出するのですか。
A.	取得されたものが「戸籍の附票の写し」ですので、コピーはせずに原本を提出してください。 コピーを提出した場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

Q.9-6	「奨学生の借入額が確認できる書類」とはどのようなものですか。
A.	<p>【日本学生支援機構の奨学生の場合】 「奨学生貸与証明書及び返還証明書」、「貸与奨学生返還確認票」、「奨学生返還の口座振替（リレーオ座）加入通知」のいずれか一つの写しを提出してください。 ※貸与証明書及び返還証明書は日本学生支援機構に発行を依頼してください。（<u>奨学生証</u>は貸与証明書ではありませんので、ご注意ください）</p> <p>【日本学生支援機構の以外の奨学生の場合】 「奨学生名」、「貸与機関名」、「氏名」、「貸与（借用）総額・返還額」、「貸与（借用）期間・返還期間」が確認できる書類の写しを提出してください。 ※必要に応じて、奨学生貸与機関に発行を依頼してください。 ※「有利子」の奨学生を借りていた場合は、利子を含めた返還額が記載された書類を提出してください。</p>

Q.9-7	登録申請の結果はいつ頃分かりますか。
A.	審査完了後、申請者に対して「登録（却下）通知書」により審査結果をお知らせします。 通知書は、申請書を受理した日から概ね2ヶ月以内にお送りします。

10 交付申請の手続き

Q.10-1	「前年度の奨学生返還額がわかる書類の写し」とはどのようなものですか。
A.	<p>「口座振替の状況がわかる通帳の写し」、「奨学生貸与機関が発行する返還額証明書の写し」、「領収証の写し」など、申請者本人が返還したことがわかる書類を提出してください。 ※通帳の写しを提出する場合、口座名義人（申請者本人）がわかるページの写しもあわせて提出してください。奨学生の口座振替以外の記載を見られたくない場合は黒塗りして提出しても構いません。</p> <p>【日本学生支援機構の奨学生の場合】 「奨学生返還額証明書」（助成金の交付申請を行う前年度（4月1日～3月31日）に期間を指定したもの）を提出してください。</p> <p>【日本学生支援機構の以外の奨学生の場合】 「奨学生返還先機関名」、「返還者の氏名」、「前年度の返還年月日」、「奨学生返還額」が確認できる書類を提出してください。（必要に応じて、奨学生貸与機関に発行を依頼してください。）</p>

Q.10-2	「前年度の奨学金返還額がわかる書類」を紛失した場合はどうなりますか。
A.	<p>前年度の奨学金返還額を確認できる書類の提出がない場合は、助成金を交付することができません。</p> <p>必要に応じて、各自で奨学金貸与機関へ証明書等の再発行を依頼してください。</p>

Q.10-3	交付申請受付期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか。
A.	<p>いかなる理由であっても、助成金の交付はできません。</p> <p>また、翌年度に交付申請することもできませんのでご注意ください。</p> <p>例：令和6年度に返還した分を令和7年度の受付期限までに交付申請の手 例：手続きをしなかった。</p> <p>→ 令和6年度に返還した分は助成金交付の対象外となり、令和8年度にも交付申請することはできない。</p>

Q.10-4	助成金はいつ頃振り込まれますか。
A.	<p>交付申請の受理日から概ね2か月程度で助成金を交付する予定です。</p> <p>ただし、申請が集中した場合などは、日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>なお、振込予定日や振込完了の連絡は行いません。</p> <p>市の振込日は、原則毎週金曜日です。</p>

11 登録内容に変更があった時の手続き

Q.11-1	登録申請や交付申請の内容に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか。
A.	変更があったときは、変更届出書の提出が必要です。提出方法についてご説明しますので、変更があった場合は必ずご連絡ください。

12 その他

Q.12-1	大学進学に当たり、卒業後はこの返還支援を活用したいと思っています。在学中に奨学金を利用するに当たって注意することはありますか。
A.	地方公共団体、大学等の奨学金や日本学生支援機構の奨学金など、返還支援対象となる奨学金は幅広く設定していますが、返還支援対象となるか不明な場合はお問合せください。 奨学金の貸与額を決定する際は、本制度を考慮しつつも、無理なく返還できる金額を設定してください。また、日本学生支援機構の奨学金の場合、条件によっては返還方式を選択できますが、返還支援額と自己負担額のバランスを考えて選択してください。
Q.12-2	この助成金を受領すると、確定申告などの手続きが必要ですか。
A.	確定申告：高田税務署（025-523-4171） 住民税申告：市税務課個人市民税係（025-520-5650） へお問い合わせください。
Q.12-3	申請書の提出はどうしたらよいですか。 A. 申請は以下の二次元コードから行うことができます。紙の申請書の場合は下記の場所へ持ち込みまたは郵送によりご提出ください。 【登録申請】  【交付申請】  【変更申請】  総合政策課 企画調整係 (住所：943-8601 上越市木田1丁目1番3号) (注) 持ち込みによる提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。 各総合事務所 総務・地域振興グループ 南出張所、北出張所